

NEWSWAVE

～ 新しい時代を切り拓く実践経営情報紙 ～

発行

(株)本宮会計センター

〒969-1169

福島県本宮市本宮字小原田 2 0 0 - 2

TEL 0243-33-5535 FAX 0243-33-4467

与党が2014年度税制改正大綱を決定 車体課税や給与所得控除を見直し

自民、公明両党は、2014年度税制改正大綱を決定した。中心は、通常の年度改正から切り離して去る10月1日に決定した「民間投資活性化等のための税制改正大綱（秋の大綱）」に盛り込まれていた企業減税だが、消費の拡大を図る観点から、交際費課税の見直しを行い、大企業にも飲食のための支出の50%の損金算入を認めるなどの措置を加えている。

注目されていた軽減税率の導入については、引上げと同時にそれ以降なのか曖昧な表現である「税率10%時」に導入という文言で決着した。

車体課税については、自動車税と軽自動車税に燃費性能に応じた新たな課税措置を導入する。軽自動車は、2015年4月以後に新規取得される新車から、例えば自家用車は1万800円（現行7200円）に1.5倍に引き上げる。二輪車等についても、税率を約1.5倍に引き上げた上で、2000円未満の税率を2000円に引き上げる。

給与所得控除については、2016年から、給与等の収入金額が1200万円を超える場合の給与所得控除の上限を230万円とし、2017年より、給与等の収入金額が1000万円を超える場合の給与所得控除の上限を220万円とする。

そのほか、消費税の簡易課税制度のみなし仕入率を、(1)金融業及び保険業を第5種事業とし、50%（現行60%）とする、(2)不動産業を第6種事業とし、40%（同50%）とする見直しも盛り込まれている。

この改正は、2015年4月1日以後に開始する課税期間について適用される。

景気回復は中小に拡大 日銀短観改善 先行きの見方慎重 設備投資は伸び悩み

日本銀行の12月日銀短観は、「景気回復の波が中小企業にも広がり始めた」と景気回復の広がりを数字で示した。大企業の景況感も改善を続けており、中小企業の製造業と非製造業で、最近の景気が「良い」と考える企業の割合（DI）が4四半期連続改善して「悪い」とする企業を上回った。

好調の理由は、公共事業の増加に加え、来年4月の消費税率引き上げを前にした駆け込み需要などで建設業が活気づき、マンションや住宅販売が好調なためだ。マンション需要は年末が近づいても衰えない根強さがある。円安で輸出企業の業績が回復していることも大きい。

シンクタンクなどの「不安要素」で共通するのは輸出の伸び悩みや、来年の消費増税後の景気減速の懸念から「設備投資や新規採用、賃上げに慎重な姿勢が目立つ」ことだ。大企業・全産業の新年度計画は前年度比4.6%増で、前回調査（5.1%増）から下方修正されている。

帝国データバンクの14年の懸念材料は「税制」（58.6%、前年比23.8ポイント増）が最多。さらに、「原油・素材価格（上昇）」（53.0%、同33.2ポイント増）が5割を超えた。海外向けのロイター通信は、「設備投資計画は大企業が下方修正、中小企業に勢い」と報じた。特に中小の非製造業は建設や小売などを中心に改善しバブル期以来のプラスとなった。せめて新年への初夢の期待と受け止めておこう。

弊社では「MCS NEWS WAVEのメール配信」を促進しております！！
メールアドレスをご記入のうえ、0243-33-4467までご返信ください

メールアドレス

@

FAXの印字状況により、文字が読み取りにくい時は確認の為、当社よりご連絡をする場合がございます。

ご不要の場合または、該当者がお出でにならない場合は、FAXを返信頂ければ次週より配信を停止致します。